

# 子ども医療費の窓口負担無料の 対象が広がります

対象者 住民税非課税世帯の小・中・高校生が新たに対象に加わります。

令和3年4月～



## Q 新たに対象となるのは？

住民税非課税世帯の未就学児に加え、高校生(18歳に達する日以後最初の3月31日)までのお子さんが新たに対象になります。

## Q 手続きはどうすればいいの？

お住まいの市町村から受給者証の交付を受け、医療機関等の窓口で提示する必要があります。

## Q 無料になる医療費は？

保険が適用となる入院(食事の費用は除く)、通院(歯科を含む)、お薬、訪問看護、柔道整復施術療養費です。

※保険が適用されない費用(選定療養費(紹介状なしで大規模な病院(200床以上)を受診した場合に初診料とは別にかかる費用)や任意の予防接種費用など)は対象となりません。

## Q 窓口無料にならないのはどんなとき？

医療機関等の窓口で受給者証の提示がない場合や、県外の医療機関等を受診した場合は、窓口無料化の対象となりません。

その場合は、いったん窓口で自己負担額を支払い、領収証等をお住まいの市町村に提出すると、払い戻しが受けられます。

給付を受けるための手続きなどの詳細は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

## 受診が必要か判断に迷ったときは？

### 小児救急電話相談 #8000

県では、休日や夜間における子どもの急な病気やけがについて、看護師等が応急処置や医療機関の受診の必要性などの助言を行う「鹿児島県小児救急電話相談」を実施しています。

**相談対象者** おおむね15歳未満の子ども保護者等

**受付時間** ●平日・土曜日 19時～翌朝8時 ●日・祝・年末年始 8時～翌朝8時

**相談窓口の電話番号** 「#8000」番(又は099-254-1186) ※携帯電話からも利用可能

### こどもの救急

公益社団法人 日本小児科学会が作成しているホームページです。夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうか、判断の目安を提供しています。

<http://kodomo-qq.jp/>

こどもの救急



賢く受診  
しましょう



制度についてのお問い合わせ

県くらし保健科

〒890-8577 鹿児島市  
TEL:099-286-2763

子ども医療給付事業対象拡充時  
(R3.4月開始) 制度周知ポスター

鹿児島県